

※個人住民税と所得税とでは控除される額が異なります。

雑 損 控 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額		
医 療 費 控 除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)※限度額200万円		
社 会 保 険 料 控 除	支払金額		
小規模企業共済等掛金控除	支払金額		
生 命 保 険 料 控 除	支 払 金 額		
	新 制 度	12,000円以下	全額
		12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧 制 度	15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
	支払った生命保険料に、新・旧制度の両方がある場合は、それぞれの控除額を上記の計算式で算出します。(限度額70,000円)		
地 震 保 険 料 控 除	支 払 金 額		
	地 震 保 険 料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期契 約	5,000円以下	全額
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円
地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円			

配 偶 者 控 除	一 般	330,000円
	老人(70歳以上)	380,000円
配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 所 得 金 額	控 除 額
	380,001～449,999円	330,000円
	450,000～499,999円	310,000円
	500,000～549,999円	260,000円
	550,000～599,999円	210,000円
	600,000～649,999円	160,000円
	650,000～699,999円	110,000円
	700,000～749,999円	60,000円
障 害 者 控 除	普 通 障 害 者 控 除	260,000円
	特 別 障 害 者 控 除	300,000円
	同 居 特 別 障 害 者 控 除	530,000円
寡 婦 (夫) 控 除		260,000円
特 別 寡 婦 控 除		300,000円
扶 養 控 除	一 般 (16歳以上19歳未満)	330,000円
	特 定 (19歳以上23歳未満)	450,000円
	一 般 (23歳以上70歳未満)	330,000円
	老 人 (70歳以上)	380,000円
	同 居 老 親 等	450,000円
勤 労 学 生 控 除		260,000円
基 礎 控 除		330,000円

※配偶者控除と配偶者特別控除は、重複して適用できません。